# １ 趣旨

【別紙】

令和6年度戸田市高圧ガス保安活動促進週間実施要領

## 市内の高圧ガスに係る保安意識の高揚と保安活動の促進を図るため、経済産業省

の「高圧ガス保安活動促進週間実施要領（20170828保局第1号）」に定める期間に合わせ、県、戸田市、高圧ガス関係団体及び事業者が連携して高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

２ 期間

令和6年１０月２３日（水）から令和6年１０月２９日（火）まで

（※期間外であっても高圧ガス保安活動促進週間に当たり実施する事業を含む）

# ３ 実施機関

## 戸田市、埼玉県、高圧ガス関係団体、高圧ガス関係事業者

４ 目標

（１）「高圧ガス保安法」関係

①　運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上

②　各事業所におけるＩｏＴ・ビッグデータ等の活用及びその効果に対する適切な評価に基づいた改善の実施

③ 　非定常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進

④　事業所における地震等の大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進

⑤　高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直しによる漏えい等の未然防止

⑥ 　高圧ガス利用者（特に、溶接･溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上

⑦　タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進

⑧　残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底

⑨　高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

## （２）「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係

① 業務用消費者に対するＣＯ中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用及び業務用換気警報 器・ＣＯ警報器の設置についての周知の徹底

② 一般消費者等に対するＬＰガス販売事業者等による保安業務、消費機器の維持管理方法、ＣＯ中毒事故防止対策、ガス漏えい時の適切な対処方法についての普及啓発

③　高齢者及び一人暮らしの消費者に対する、ＬＰガス設備を安全に使用するための保安啓発

④ ＬＰガス容器運搬時の容器の転落、転倒等防止措置の周知

# ５ 実施事項

## （１）「高圧ガス保安法」関係

① 各事業所において、危害予防規程や作業手順書等関連規定の再確認を行い、高圧ガス保安活動促進週間のポスターの掲示、電子機器の活用その他広報媒体等により、全ての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・整備に努め、防災対応行動の再確認と教育・訓練を徹底して行い、保安力の向上に努める。

②　市は、関係団体と連携し、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における設備管理方法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直しに取り組むほか、冷凍事業所、コールドエバポレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。

③ 　市は、関係団体と連携し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知し、その徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高圧ガス容器の回収を徹底させる。

④　市は、高圧ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。

⑤ 　市は、埼玉県高圧ガス地域防災協議会及び関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

## （２）「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係

①　市及び関係団体等は、一般消費者及び業務用厨房等に対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素中毒事故防止対策などについてホームページ等を用いて消費者への広報及び保安啓発活動を実施する。

② 　市は、埼玉県高圧ガス地域防災協議会及び関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

③　ＬＰガス容器運搬時の容器の転落、転倒等防止措置をHP等により周知する。

## （３）市が実施する事業

① 高圧ガス関係事業所への立入検査等

市は高圧ガス関係事業所への立入検査を必要に応じて実施し、公共の安全の維持及び災害の発生の防止を図るため法令遵守を徹底するとともに、地震等に備え高圧ガス設備の耐震性能の維持管理状況を確認する。また、各事業所において自主的な高圧ガス設備の点検、整備等による保安管理の徹底及び従業員に対する保安教育等による保安啓発の充実が図られるように指導を行う。

④　高圧ガス関係事業者への普及・啓発

市は、関係団体及び関係行政機関に高圧ガス保安活動促進週間のポスターを配布し、保安意識の高揚及び保安活動の促進を図る。